令和4年度

伊万里市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

伊万里市監查委員

伊万里市長 深 浦 弘 信 様

伊万里市監査委員 井 関 勝 志

伊万里市監査委員 力 武 勝 範

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条 第1項の規定により、審査に付された令和4年度の健全化判断比率及び資金 不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったの で、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足 比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和5年8月14日から8月22日まで

3 審査の方法

審査は比率の正確性、客観性の観点から次の点に留意し審査を行った。

- (1) 法令等に照らし、各比率の算出過程に誤りがないか。
- (2)法令等に基づき適切な算定要素が各比率の計算に用いられているか。
- (3) 各比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (4) 比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果

審査の結果、比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認めた。

令和 4 年度 伊万里市健全化判断比率審查意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている。

	健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	*注1 早期健全化基準
ア	実 質 赤 字 比 率	- %	- %	12.80 %
1	連結実質赤字比率	- %	- %	17.80 %
ウ	実質公債費比率(3ヶ年平均)	8.5 %	9.6 %	25.0 %
エ	将 来 負 担 比 率	33.5 %	35.0 %	350.0 %

※「一」は当該比率が生じていない(黒字である)ことを表している。

(2)個別意見

ア 実質赤字比率について

令和4年度一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じておらず、早期健全化基準の12.80%を下回っている。

イ 連結実質赤字比率について

令和4年度の一般会計等の連結実質赤字額は生じておらず、早期健全 化基準の17.80%を下回っている。

ウ 実質公債費比率 (3ヶ年平均) について

令和4年度の実質公債費比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は33.5%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。実質公債費比率(3ヶ年平均)及び将来負担比率 ともに前年度より改善されている。この結果に安心することなく、今後とも健全 な財政運営に努められることを要望する。

令和 4 年度 伊万里市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎と なる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 は、いずれも適正に作成されている。

特 別 会 計 名	資	金	不	足	比		率	*注2 経営健全化基準
村 別 云 訂 名	令 利	4	年 度	令 乖	3	年	度	
水道事業特別会計			- %			_	%	20.0 %
工業用水道事業特別会計			- %			_	%	20.0 %
下水道事業特別会計			- %			_	%	20.0 %

※「一」は当該比率が生じていない(資金不足がない)ことを表している。

(2) 個別意見

令和4年度の資金不足比率について、いずれの特別会計においても資金不足 額はなく、資金不足比率はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

*注1 早期健全化基準 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、

地方公共団体の財政状況が悪化した場合に、自主的かつ 計画的にその財政の健全化を図るべきものとして定めら れた基準。

*注2 経営健全化基準 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、 地方公営企業の経営状況が悪化した場合に、経営健全化 計画を策定し、経営の健全化を図るべきものとして定め られた基準。